

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成25年5月30日（平成25年（行情）諮問第221号）

答申日：平成28年8月4日（平成28年度（行情）答申第256号）

事件名：特定保険医療機関及び特定保険医に関する監査調査書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2に掲げる文書につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成24年3月30日付け関厚発0330第149号により関東信越厚生局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）において、法5条6号イに該当するとして不開示とされた処分の取消しを求めるというものである。

2 本件審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人は、平成24年2月1日、処分庁に対し、法に基づき、特定保険医療機関及び特定保険医に関する資料の開示請求を行った。処分庁は、原処分を行った。その理由として以下の記載がある。

監査調査書、聴取調書、患者個別調書、患者調査書については、国の機関等が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるものとして、法5条6号イに該当するため、不開示とした。

しかし、以下のことから原処分には理由がない。

ア 平成18年に監査調査書、聴取調書、患者個別聴取調書、患者調査書は開示されている。（別紙資料、添付は省略する。）

平成18年に当時の特定社会保険事務局長に対して、監査に関する資料として情報開示した監査調書、聴取調書、患者個別聴取調書、患者調査書は情報開示されている。その際、患者氏名、住所、被保険者証記号番号、生年月日は個人を特定するものとして、開示されなかったが、聴取事項については開示されている経緯がある。

イ 監査は既に終了し、特定保険医療機関に対して取消相当処分、特定保険医に対して取消処分が行われており、監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれはない。

これまでも監査における患者調査は、「障害者に対して2時間に渡り執拗な聴取を繰り返す、患者本人ではなく看護師長に聴取するなど、杜撰な調書作成が行われ、杜撰な患者調書に基づいて、虚偽の追及を行う」「『不正請求』の裏付けとなる患者さんの証言を得ようと、悪質な誘導尋問を行ったり、体の不自由な高齢者に対し長時間にわたり質問を繰り返す」など、違法に行われている実態がある。実際に患者調査による減収分160万円余りの支払を命ずる判決を下した事例もある（広島地裁昭和49年（ワ）第829号、判決日付昭和55年2月28日）。

ウ 監査や患者調査の実態を法律に則ってチェックする機関はない。しかし、それらが行政側の資料として提出され、処分が決定される。適正に行われているかどうかを行政が証明するためにも開示すべきである。

また、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとしているが、そのような事例は報告されていない。逆に行政側の違法、不当行為を容易にすることになる。さらに当該事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるとしているが、既に処分が実施されており、支障を及ぼすことはない。そのような事例も報告されていない。

以上のように本件処分は、法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、審査請求を行った。

(2) 意見書

ア 不開示とされた情報は、法5条1号に該当するが、同号ただし書イ及びロに該当する公開すべき情報である。

(ア) 開示を求める監査資料とは、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）78条に規定されている監査で使用した資料である。

保険医療機関の監査は、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日保発第117号。以下「保発第117号通知」という。）の別添2「監査要綱」（以下「監

査要綱」という。)に基づいて行われている。「第5 指導担当者 5 監査調書の作成」において「監査担当者は、監査後、調書を作成する」とあり、監査調書は処分庁が指名する監査担当者が作成するとされている。

そして、「第6 監査後の措置 5 行政上の措置の公表等」において、「地方厚生(支)局長は、監査の結果、取消処分を行ったときは、「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令」(昭和32年政令第87号)2条(同令2条の2において準用する場合を含む。)又は9条の規定に基づき、速やかにその旨を公示する。」と、処分を受けた医療機関を地方厚生局及び地方厚生局のホームページにて「保険医療機関等において不正請求などが行われた場合の取扱いについて」として公表している。

その公表の趣旨は「診療報酬請求などに不正又は著しい不当があり健保法に違反した場合には、行政処分として保険医療機関等の指定の取消及び保険医等の登録の取消を行ったうえで保険診療を受けた患者(被保険者)の皆様の権利を守ることを目的」であり、公表する内容は「名称、氏名、不正理由、不正請求金額など」とされている。

また、保険局医療課医療指導監査室からも「保険医療機関等の指導・監査の実施状況について」において、毎年概況として「名称、氏名、不正理由、不正請求金額」が公表されている。

しかし、具体的な監査の資料は公表されず、保険医療機関の不正の程度、また監査が監査要綱通りに実施されているかについての検証はできない。

(イ)平成18年に特定社会保険事務局長に対して、監査に関する資料として情報開示した監査調書、聴取調書、患者個別聴取調書、患者調査書は情報開示されている。その際、患者氏名、住所、被保険者証記号番号、生年月日は個人を特定するものとして、開示されなかったが、聴取事項については開示されている経緯がある。過去に先例があるため、開示することは慣行になっている。

(ウ)当該特定保険医療機関は、その名称などを公表されているのであるから、監査資料に個人識別情報が含まれているも「個人情報の秘匿性」の法益が侵害されるとはいえない。

また、監査資料が公表されると、「処分手続きが適正に行われていること。処分と処分対象項目との均衡性が担保されていること」についての検証が可能となるので、診療行為という営業活動の権利が守られるから、「公にすることが必要」という点で法5条1号口

に該当性がある。

- (エ) 医療機関への処分は、「故意又は重大な過失」、「軽微な過失」、「不正又は不当な診療をしばしば行った」場合など、致傷行為に価値基準が当てはめられることとなっているが、その認定手続きが適正に行われたのかどうかの検証が可能でなければならない。

監査要綱には、患者などへの調査の事前実施について「第5 監査の方法 1 事前調査」に、「監査担当者は、原則として監査を実施する前に診療報酬明細書による書面調査を行う。」とあるだけで、その調査の必要性の判断基準、被調査者選定の基準、調査の方法などについて、監査実施者にすべて委ねられているかのような書きぶりである。この実地調査については、患者調査による減収分160万円余りの支払いを命じる判例（広島地裁昭和49年（ワ）第829号）があり、その手続きの違法性不当性が具体的に指摘されている事例がある。

また、「障害者に対して2時間に渡り執拗な聴取を繰り返す」「患者本人ではなく看護師長を聴取し、杜撰な調書が作成され虚偽の追及を行う」、「悪質な誘導尋問、公共の場（喫茶店）で患者の口の中を歯科医でない事務官が確認する」など、監査要綱に則った手法がとられているのか大きな不信がある。

適正な監査が行われ、行為に均衡した処分がなされたのかどうかについて、対象医療機関自身もまた第三者としても検証する資料が与えられる必要がある。ゆえにその資料は「公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

- (オ) ゆえに、開示請求を求めている情報は、法5条1号ただし書イ及びロで開示することとされている「公にすることが予定されている情報」といわなければならない。

イ 理由説明書に対する反論

- (ア) 下記第3の1（4）ウ（イ）aにおいて、「これを公にすると保険医療機関によっては、患者への口止め工作や虚偽の証言の強要を行う等により正確な事実の確認が困難になり、ひいては保険診療の質的向上及び適正化を図るという監査の目的を達成することが困難になるおそれがある」ことを根拠に法5条6号に該当するとしている。

本件の監査資料は、処分が確定したのちに開示を求めているため、患者への口止め工作や虚偽の証言の強要には該当しない。さらにいえば、監査要綱では、監査が始まる前に患者調査を行うため、監査を受ける医療機関は、患者から報告がない限り患者調査が行われていることは知り得ない。また、監査を受ける可能性があるとして全

患者に対して前もって口止めすることなどできない。

(イ) 下記第3の1(4)ウ(イ)bにおいて、「これを公にすると、監査の手法及び不正請求の手口が明らかになり、保険医療機関等によっては、今後、同様の手口による不正請求等を模倣し、保険診療の質的向上及び適正化を図るという監査の目的を達成することが困難になるおそれがある」ことを根拠に法5条6号に該当するとしている。

そもそも最初から保険医療機関が不正をするものとして決めつけていることは問題である。

平成18年に開示された監査調書、聴取調書の記録は、保険医が行った診療内容の事実である。それを監査担当者の価値基準によって「不正請求」として処分がくだされたものである。その記録を「不正請求の手法及び手口」としていることも行政の価値基準の押しつけであり、事実に対する処分が適正であったかどうかは不明である。ゆえに監査の目的を達成することが困難になるとのおそれがあるという指摘は妥当ではない。

(ウ) 監査の手法が明らかになるのは、透明性の確保という点でも必要なことである。それは、監査の方法が担当者の対応次第となっており、法的に実施されているか検証は必要である。一方的に呼び出され、長時間の拘束、担当者の暴言、誘導尋問など人権を無視された対応をされても監査を受ける側はなすすべなく甘んじて受けている。そのような実態であることを監査担当者はみじんも感じていないことが問題である。第三者の検証が必要であるため、開示されて然るべきものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が平成24年2月3日に行った、別紙1に掲げる文書の開示請求に対し、原処分を不服として、平成24年6月1日付けをもって提起されたものである。

(2) 審査請求の範囲

ア 審査請求人は、審査請求書の記載によると、監査に関して厚生労働省へ内議を行った際の資料一式に該当するものとして特定された文書のうち、別紙3に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)について、原処分において法5条6号イに該当するとして不開示とされた部分の開示を求めている。

イ 本件対象文書のうち、原処分で不開示とされた部分については、処分庁は、いずれも法5条6号イに該当するとして不開示としているの

で、結局、審査請求人が開示を求める部分は、当該不開示部分の全部である。

(3) 諮問庁としての考え方

審査請求人が開示を求める部分（上記（2））については、諮問庁としては、別添の表（補充理由説明書1の別表によって全面差し替えとなるため、添付を省略する。）に掲げる部分は開示し、その余の部分（以下「本件不開示部分」という。）は、法5条1号及び6号イに該当するため、不開示を維持することが妥当と考える。

(4) 理由

ア 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健保法等に基づき、傷病等について保険給付（療養の給付）を行い、その給付の財源を保険料の拠出と国庫の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局（以下、併せて「保険医療機関等」という。）として指定することにより、保険診療（保険調剤を含む。以下同じ。）を行うことができることとされている。また、保険医療機関において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それらの者の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬剤師（以下、併せて「保険医等」という。）でなければならないこととされている。

指定を受けた保険医療機関等は、その責務として、厚生労働省令に定めるところにより、療養の給付を担当しなければならないことと（健保法70条）、また、登録を受けた保険医等は、その責務として、厚生労働省令の定めるところにより、健康保険の診療に当たらなければならないこととされている（同法72条）。

イ 保険医療機関等及び保険医等（以下、併せて「保険医療機関・保険医等」という。）に対する指導・監査について

(ア) 保険医療機関・保険医等に対する指導は、保険診療の質的向上及び適正化を図るため、健保法73条及びその他の関係法律の規定に基づき、療養の給付等に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について行うものであり、保発第117号通知の別添1「指導大綱」（以下「指導大綱」という。）に基づき指導対象保険医療機関等を選定の上、指導を実施している。

指導の形態としては、①集団指導、②集団的個別指導及び③個別指導（保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により実施）の3形態がある。

個別指導後の措置については、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性により、①概ね妥当、②経過観察、③再指導及び④要監査の4種類があり、個別指導後は、保険医療機関等に対し、指導結果、指導後の措置及び改善すべき事項として指摘したものについて、文書により通知し、「改善報告書」の提出を求める旨、指導大綱に規定されている。

(イ) また、保険医療機関・保険医等に対する監査は、保険診療の質的向上及び適正化を図るため、健保法その他の関係法律の規定に基づき、療養の給付等に係る診療等の内容又は診療報酬の請求について行うものであり、具体的には監査要綱においてその取扱いが示されている。

また、監査要綱第3において、①診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき、②診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき、③度重なる個別指導（「指導大綱」に定める「個別指導」をいう。）によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき、④正当な理由がなく個別指導を拒否したときのいずれかに該当する場合に行うものとされている。

監査の結果、①故意に不正又は不当な診療を行ったもの、②故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの、③重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの、④重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもののいずれか1つに該当したときは、保険医療機関等の指定の取消処分又は保険医等の登録の取消処分が行われる。

ウ 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(ア) 法5条1号該当性

a 文書1には、監査を受けた者の生年月日、学歴・職歴の概要、署名及び印影並びに監査を行った者の署名及び印影が記載されている。

文書2には、監査を受けた者の性別、生年月日、住所、電話番号、署名及び印影並びに監査を行った者の署名及び印影が記載されている。

文書3には、患者氏名、生年月日、初診年月日、診療実日数、給付割合及び被保険者証の記号番号、監査を受けた者の署名及び印影が記載されている。また、文書3のうち、診療報酬明細

書には、患者の傷病名部位、診療の内容が記載されている。

文書4には、患者の氏名、生年月日、被保険者証記号番号、住所、署名及び電話番号、聴取事項に対する回答並びに監査を行った者の署名及び印影が記載されている。

- b 上記aの部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情もないことから、同号に該当するものである。

(イ) 法5条6号イ該当性

- a 文書4のうち、患者に対する聴取事項の部分は、これを公にすると、保険医療機関等によっては、患者への口止め工作や虚偽の証言の強要を行う等により正確な事実の把握が困難になり、ひいては保険診療の質的向上及び適正化を図るという監査の目的を達成することが困難になるおそれがあることから、法5条6号イに該当するものである。

- b 本件不開示部分のうち、上記(ア) a及び(イ) a以外の部分には、不正、不当な診療等及び診療報酬等の請求(以下「不正請求等」という。)の詳細な内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、監査の手法及び不正請求等の手口が明らかになり、保険医療機関等によっては、今後、同様の手口による不正請求等を模倣し、保険診療の質的向上及び適正化を図るという監査の目的を達成することが困難になるおそれがあることから、法5条6号イに該当するものである。

エ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、平成18年に特定社会保険事務局長に対して行った別件開示請求に対して、本件対象文書と同種の文書が開示された旨を述べ、本件対象文書についても法5条1号に該当する部分を除く全ての開示を求める旨主張するが、上記ウのとおり、本件不開示部分は、いずれも不開示情報に該当するものである。

2 補充理由説明書1

平成25年(行情)諮問第221号について、平成25年5月30日付けで行った理由説明を以下のとおり補充して説明する。

- (1) 本件対象文書を不開示とした原処分について、諮問庁は、従前、本件対象文書の一部は、法5条1号及び6号イに該当するため、なお不開示を維持すべきと考える旨説明した。
- (2) 諮問庁がなお不開示を維持すべきと考える部分のうち、別表に掲げる部分以外の部分は、法5条各号のいずれにも該当しないため、諮問に当

たり開示することとする。また、不開示を維持する各部分、該当頁及び適用条項は、別表のとおりである。

(3) 別表の不開示部分のうち、法5条1号該当性は、次のとおりと考える。

保険医の氏名（開設者・管理者と同一人を除く。）及び生年月日等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(4) 別表の不開示部分のうち、法5条2号イ該当性は、次のとおりと考える。

ア 本件対象文書は、特定保険医療機関及び特定保険医に係る監査及び取消処分等に関するものであり、当該文書に記載された特定保険医療機関の取引先法人その他の団体に関する情報を公にすると、当該法人等が特定保険医療機関及び特定保険医の不正又は不当と関係しているのではないかとの憶測を呼び、そのような憶測が広く拡散するといったいわゆる風評被害が発生するおそれがある。

イ 別表の不開示部分は、これを公にすると、特定保険医療機関の取引先法人名等については、アのとおり、いわゆる風評被害により当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、その他の情報については、特定保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

(5) 別表の不開示部分のうち、法5条6号イ該当性は、諮問において説明したものに加え、次のとおりと考える。

ア 監査における確認について

監査は、保険医療機関等又は保険医等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としている。

保険医療機関等又は保険医等に対する監査後の措置（①取消処分（保険医療機関等の指定の取消（健保法80条）及び保険医等の登録の取消（同法81条））、②戒告及び③注意の3種類がある。）を行うためには、監査において、不正又は不当に係る動機、状況、時期、頻度、金額等の詳細な確認を行い、それら詳細な内容が記載された資料に基づき行う必要がある。

イ 監査における調査手法等について

監査後の措置が取消処分の場合に限り、各地方厚生（支）局におい

て、取消処分となった個別の保険医療機関等の名称、保険医等の氏名等の基本的な事項をその都度公表している。

しかしながら、不正又は不当に係る事実が明らかとなった調査内容・調査方法等、具体的な監査の手法等については、不正又は不当な診療又は診療報酬の請求を行っている一部の保険医療機関等がそれを知り、患者への口止め工作、監査提出資料の改ざん、監査における聴取に対する対策等を行い、不正又は不当の事実を隠蔽する等の監査妨害等を行うおそれがあることから公表していない。

ウ 本件対象文書について

本件対象文書は、監査後の措置を行うための詳細な内容が記載された資料であり、文書1ないし4の概要は次のとおりである。

(ア) 文書1「監査調査書」

監査終了の際に作成され、監査対象保険医療機関及び保険医に関する基本的事項、事故内容等が記載されたもの（開設者及び保険医が確認、弁明のうえ署名・押印）

(イ) 文書2「聴取調書」

監査において監査対象保険医療機関の開設者及び保険医等に対して聴取した内容が記載されたもの（開設者又は保険医等被聴取者が確認のうえ署名・押印）

(ウ) 文書3「患者個別調書」

監査対象保険医療機関に係る個別の不正又は不当請求の内容等が記載されたもの（開設者又は保険医が確認、弁明のうえ署名・押印）

(エ) 文書4「患者調査書」

患者の受診に関する調査結果（患者が確認のうえ署名）

エ 不開示情報該当性について

別紙の不開示部分は、具体的かつ詳細な不正又は不当に係る内容や被監査者に対する聴取内容等、不正又は不当に係る事実が明らかとなった具体的な監査の手法等が確認できる情報であって、これを公にすると、上記イのとおり、監査における正確な事実の把握が困難になるおそれ等があるため、法5条6号イに該当する。

3 補充理由説明書2

平成25年（行情）諮問第221号について、平成28年5月10日付け補充理由説明書1（別表）に以下のとおり変更又は追加を行う。

(1) 法5条1号に該当する不開示部分の変更

<文書1>

○53頁「その他」記載欄のうち

「・3行目の20文字目ないし25文字目

- ・ 4行目の24文字目ないし29文字目
- ・ 5行目の15文字目ないし20文字目
- ・ 7行目の21文字目ないし26文字目」を
- 「・ 3行目の20文字目ないし6行目の25文字目
- ・ 7行目の14文字目ないし8行目の17文字目」に変更する。
- 56頁「その他」記載欄のうち
- 「・ 1行目の33文字目ないし2行目の3文字目
- ・ 3行目の13文字目ないし16文字目
- ・ 5行目の8文字目ないし11文字目
- ・ 6行目の22文字目ないし25文字目」を
- 「・ 1行目の28文字目ないし2行目の5文字目
- ・ 3行目の8文字目ないし21文字目
- ・ 5行目の3文字目ないし23文字目
- ・ 6行目の15文字目ないし7行目の5文字目」に変更する。
- 57頁「その他」記載欄のうち
- 「・ 1行目の4文字目ないし7文字目」を
- 「・ 1行目の4文字目ないし28文字目」に変更する。

(2) 法5条1号に該当する不開示部分の追加

<文書3>

- 各患者個別調書の記載のうち、【1枚目】に
- 「・「患者調査の結果」欄の記載（項番部分を除く。）
- ・「監査担当者の意見」欄の記載（項番部分を除く。）」を追加する。

<文書4>

- 各患者調査書の記載のうち、【1枚目】に
- 「・「聴取事項」欄の患者回答の記載」を追加する。

(3) 上記(2)の不開示部分については、法5条6号イにより不開示としているところであるが、以下の理由により同条1号を適用条項に加えたうえで、不開示を維持することとする。

(理由)

当該不開示部分には、特定保険医療機関における患者の診療内容や口腔内の状況に関する情報が記載されており、これらが公になると、診療録等他の情報と照合することにより、当該患者を特定することが可能となる。

さらに、これらの情報は、他人に知られることを忌避する性質の患者の機微にわたる私的な情報であるため、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

これらのことから、当該不開示部分は法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| ① | 平成25年5月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月24日 | 審議 |
| ④ | 同年7月3日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成28年2月15日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年5月10日 | 諮問庁から補充理由説明書1を收受 |
| ⑦ | 同年6月23日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑧ | 同月30日 | 審議 |
| ⑨ | 同年7月8日 | 諮問庁から補充理由説明書2を收受 |
| ⑩ | 同月21日 | 審議 |
| ⑪ | 同年8月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書の開示を求めるものである。処分庁は、別紙2に掲げる文書を特定し、その一部について、法5条1号及び6号イに該当するとして不開示とする処分（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分において、監査に関して厚生労働省へ内議を行った際の資料一式として特定された文書のうち、本件対象文書において法5条6号イに該当するとして不開示とされた部分、すなわち、本件対象文書の不開示部分の全ての開示を求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とされた部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとしてなお不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書1について

文書1は、監査調査書である。調査対象者は、①監査の対象となった特定保険医療機関の開設者・管理者及び②当該特定保険医療機関に勤務していた保険医である。

ア 保険医療機関監査調査書について

当該文書は、特定保険医療機関に対する監査調査書であり、開設者・管理者に係る記載の一部及び立会者に係る記載が不開示とされている。

(ア) 開設者・管理者に係る記載の不開示部分について

当該部分には、特定保険医療機関の開設者・管理者の生年月日、

学歴・職歴の概要の一部、監査事項に対する弁明又は意見並びに署名及び印影が記載されている。

当該部分は、開設者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討するに、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、生年月日、署名及び印影は、個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の部分についても、原処分において、既に氏名が開示されていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 立会人に係る記載の不開示部分について

当該部分には、立会人の署名及び印影が記載されている。

当該部分は、立会人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討するに、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、署名及び印影は、個人識別部分であることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 保険医監査調査書について

(ア) 開設者である保険医の調査書について

当該文書は、特定保険医療機関の開設者である保険医に対する調査書であり、保険医の生年月日、年齢、学歴・職歴の概要、監査事項に対する保険医の弁明又は意見の全部並びに署名及び印影が不開示とされている。

当該部分の不開示情報該当性について諮問庁は、上記第3の2(3)のとおり説明する。

そこで検討するに、当該部分の情報は、上記ア（ア）で検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）勤務していた保険医の調査書について

当該文書は、特定保険医療機関に勤務していた保険医に対する調査書であり、勤務していた保険医の氏名（開設者・管理者と同一人を除く。以下、この項において同じ。）、生年月日、年齢、学歴・職歴の概要、社会保険における過去の賞罰、保険診療に対する講習会出席率及びその他の各欄の一部、監査事項に対する保険医の弁明又は意見の全部並びに署名及び印影が開示とされている。

a 氏名、生年月日、年齢、学歴・職歴の概要及び社会保険における過去の賞罰、保険診療に対する講習会出席率の各欄の開示部分並びに署名及び印影について

当該部分は、調査対象の保険医に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討するに、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、氏名、生年月日、署名及び印影は個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の学歴・職歴の概要及び社会保険における過去の賞罰、保険診療に対する講習会出席率の各欄の記載内容は、当該保険医療機関の関係者等一定の者には当該保険医が誰であるか推測することが可能となり、当該保険医の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

b その他欄の開示部分について

当該部分の記載内容は、①保険医の氏名（氏）、②監査における確認事項（質問）のうち個別の診療内容に係る情報が含まれる部分及び③監査における確認事項（質問）のうち②の部分以外の部分に分類することができる。

（a）保険医の氏名（氏）について

当該部分は、上記 a において不開示妥当と判断した情報と同一であると認められるので、法 5 条 1 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(b) 監査における確認事項（質問）のうち個別の治療内容に係る情報が含まれる部分について

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第 3 の 2（3）及び（5）並びに 3（1）のとおり説明する。

そこで検討するに、当該部分は、当該特定保険医療機関において行われていた個別の治療内容に係る情報が含まれていることが認められる。これらの治療を担当する保険医は限定されていたところ、当該部分は、当該治療を担当していた保険医に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法 5 条 1 号ただし書該当性について検討するに、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法 6 条 2 項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分には、氏名等の個人識別情報は含まれていないが、これを公にすると、当該特定保険医療機関の患者等一定の関係者には、当該保険医が誰であるか推測することが可能となり、当該保険医の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当し、同条 6 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(c) 監査における確認事項（質問）のうち上記（b）で検討した部分以外の部分（別紙 4 の 1 に掲げる部分）について

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第 3 の 2（5）のとおり説明する。

そこで検討するに、当該部分は、被監査者に対する聴取内容が具体的に記載されていると認められるが、諮問庁が、当該部分の質問に対応する回答について、諮問に当たり開示していることから、質問の内容を類推することが可能であり、また、質問で確認された事項は、原処分において既に開示されている。

そうすると、当該部分は、これを公にすると、監査における

正確な事実の把握が困難になるおそれ等があるとの諮問庁の説明を首肯することはできない。

したがって、別紙４の１に掲げる部分は、法５条６号イに該当せず、開示すべきである。

(２) 文書２について

文書２は、聴取調書である。聴取対象者は、①当該特定保険医療機関の開設者、②当該特定保険医療機関に勤務する保険医（開設者を含む歯科医）及び③当該特定保険医療機関の従業員（保険医以外）である。

ア 法５条１号該当性について

(ア) 被聴取者に係る記載の不開示部分について

諮問庁は、上記第３の２（３）において、被聴取者に係る記載（氏名（開設者・管理者と同一人を除く。以下、この項において同じ。）、生年月日、住所、署名及び印影並びに採用及び退職年月日等）について法５条１号に該当すると説明する。

そこで検討するに、当該部分は、一体として、被聴取者に係る法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法５条１号ただし書該当性について検討するに、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法６条２項に基づく部分開示の可否について検討すると、氏名、生年月日、署名及び印影は個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の事項（学歴・職歴、採用経過等）は、当該保険医療機関の関係者等一定の者には当該保険医又は当該従業員が誰であるか推測することが可能となり、当該保険医又は当該従業員の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 聴取内容に係る記載の不開示部分について

諮問庁は、上記第３の２（３）において、聴取内容（被聴取者の回答）の一部について法５条１号に該当すると説明する。また、そのうちの一部については、上記第３の２（５）において、同条６号イにも該当すると説明する。

そこで検討するに、当該部分には、被聴取者の氏名等は記載されていないが、他の情報と組み合わせることにより、それぞれ聴取調

書が該当する被聴取者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討するに、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分の情報は、他の情報と組み合わせることによって、当該保険医療機関の関係者等一定の者には当該保険医又は当該従業員が誰であるか推測することが可能となり、当該保険医又は当該従業員の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

諮問庁は、上記第3の2(4)において、法人名及びソフト名並びに聴取内容の一部について、法5条2号イに該当すると説明する。また、法人名及びソフト名の記載が含まれる聴取調書の記載全体について、上記第3の2(5)において同条6号イに該当すると説明する。

(ア) 法人名及びソフト名に係る不開示部分について

当該部分のうち、法人名及びソフト名は、これを公にすると当該法人又はソフト作成会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、法人名及びソフト名については、法5条2号イに該当し、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 聴取内容に係る記載の不開示部分について

諮問庁は、聴取内容(被聴取者の回答)の一部について法5条2号イに該当すると説明する。

そこで検討するに、当該部分は、法人名や法人の経営に係る情報が記載されており、これを公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号イ該当性について

諮問庁は、上記第3の2(5)において、文書2の不開示部分の一

部について法5条6号イに該当すると説明する。

そこで検討するに、原処分において内議資料が一部開示されており、当該監査において認められた不正請求等の内容について、既に公となっていることが認められる。内議資料は監査者が、監査によって明らかとなった事実等を基に、審議の資料とするために作成するものであるから、聴取の際に内議資料に記載された不正請求等の内容について質問や確認がなされたことは容易に推測できる。

そうすると、聴取調書の不開示部分のうち、上記ア及びイで検討した部分以外の部分で、内議資料に記載され既に開示されている内容に関連する質問及び回答については、これを公にすると監査における正確な事実の把握が困難になるとの諮問庁の説明を是認することはできない。

他方、内議資料の開示部分に記載されていない内容に関連する質問及び回答については、これを公にすると、監査における正確な事実の把握が困難になるおそれ等があるため、法5条6号イに該当すると諮問庁の説明は是認できる。

したがって、聴取調書の不開示部分中、上記ア及びイで検討した部分以外の部分のうち、別紙4の2に掲げる部分は、法5条6号イに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分については、同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書3について

文書3は患者個別調書及び診療報酬明細書である。監査においては、事前の指導時に疑義が認められた患者について、患者調査を行うこととしているところ、当該調査の結果が患者調書に、また、該当する診療に係る診療報酬が診療報酬明細書に記載されている。

ア 患者個別調書について

(ア) 患者に係る記載の不開示部分について

当該部分には、保険者番号、被保険者証の記号番号、市町村番号、老人医療の受給者番号、患者氏名及び生年月日が記載されている。

当該部分は、調査の対象となった患者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討するに、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、患者氏

名及び生年月日は個人識別部分であることから、部分開示の余地はなく、その余の部分についても、他の情報と照合することにより、特定保険医療機関の関係者等一定の者には、当該患者が誰であるかを推測することが可能となり、当該患者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

以上のことから、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 保険医に係る記載の不開示部分について

当該部分には、保険医の弁明、保険医の署名及び印影が記載されている。当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2(3)のとおり説明する。

a 保険医の弁明について

当該部分は、保険医に係る情報であるとは認められるが、固有の情報であるとは認められないことから、これを公にしても特定の個人を識別することはできない。また、記載された内容は、原処分で既に明らかとなっている情報からおのずと明らかなるものであるところ、これを公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

b 保険医の署名及び印影について

当該部分は、保険医に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討するに、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、署名及び印影は、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 開設者に係る記載の不開示部分について

当該部分には、開設者の弁明、署名及び印影が記載されている。当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2(3)のとおり説明する。

a 開設者の弁明について

当該部分は、当該開設者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討するに、内議資料において開設者が述べたとされている記載部分の内容と当該部分の内容は同様の記載であることが認められる。内議資料の該当部分が原処分において開示されていることを踏まえると、当該部分の情報は、公にすることが予定されている情報であったと解することができる。

したがって、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

b 開設者の署名及び印影について

当該部分は、開設者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。署名及び印影については、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報として意味を有しているというべきであり、当該開設者の氏名が既に公となっているとしても、署名及び印影について開示する慣行があると認めることはできず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、署名及び印影は、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 調査結果の記載の不開示部分について

当該部分は、「患者調査の結果」、「診療録の点検結果」、「監査担当者の意見」及び「不正に係る請求金額等」の各欄の一部又は全部の記載である。

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2(5)並びに3(2)及び(3)のとおり説明する。

a 法5条1号該当性について

当該部分のうち、「患者調査の結果」及び「監査担当者の意見」の各欄の記載について、諮問庁は、法5条6号イに加え、同条1号にも該当すると説明する。

そこで検討するに、上記の2つの欄には、当該特定保険医療機関における患者の診療内容や口腔内の状況に関する情報が記載

されており、それぞれ、調査の対象となった患者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、上記の2つの欄の記載のうち、「患者調査の結果」欄の記載並びに「監査担当者の意見」欄の各項番の記載の末尾9文字及び同欄中の同様の内容の記載部分を除いた部分の記載は、これを公にすると当該特定保険医療機関の関係者等一定の範囲の者には、他の情報と照合することにより、当該患者を特定できると認められ、当該患者の権利利益を害するおそれがあると認められることから部分開示できない。

他方、「監査担当者の意見」欄の各項番の記載の末尾9文字及び同欄中の同様の内容の記載部分は、監査担当者が調査の結果で認めた事項の記載にすぎず、個人を特定できるほどの詳細かつ具体的な情報が含まれているとは認められないことから、個人識別部分を除くことにより、公にしても、当該患者の権利利益が害されるおそれがないと認められる。

以上のことから、「患者調査の結果」欄の記載及び「監査担当者の意見」欄の各項番の記載の末尾9文字及び同欄中の同様の内容の記載部分を除いた部分の記載は、法5条1号に該当し、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 法5条6号イ該当性について

諮問庁は、当該部分は、法5条6号イにも該当すると説明するので、上記aにおいて、同条1号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断した部分以外の部分（「監査担当者の意見」欄中の各項番の記載の末尾9文字及び同欄中の同様の内容の記載部分も含む。以下、この項において同じ。）の記載について検討する。

諮問庁は、当該部分の法5条6号イ該当性について、具体的かつ詳細な不正又は不当に係る内容や被監査者に対する聴取内容等、不正又は不当に係る事実が明らかとなった具体的な監査の手法等が確認できる情報であって、これを公にすると監査にお

ける正確な事実の把握が困難になるおそれ等があると説明する。

そこで検討するに、当該部分は、患者に対する調査の結果の記載であり、不正又は不当に係る事実が明らかとなった具体的な監査の手法等は記載されていない。このため、これを公にすると監査における正確な事実の把握が困難になるおそれ等があるとの諮問庁の説明を是認することはできない。

したがって、当該部分のうち別紙4の3に記載した部分は、法5条1号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 診療報酬明細書について

当該文書には、患者調査を行った診療の内容に係る診療報酬の明細が記載されている。

当該文書において、保険、記号・番号、市町村、老人受、氏名（氏名及び生年月日）及び傷病名部位の各欄の記載、摘要欄等の傷病部位を含む処置に係る記載並びに欄外の診療報酬明細書の整理番号が不開示とされており、当該部分は、一体として、調査の対象となった患者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討するに、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、氏名及び生年月日は個人識別部分であることから、部分開示の余地はなく、その余の部分についても、他の情報と照合することにより、当該特定保険医療機関の関係者等一定の者には、当該患者が誰であるかを推測することが可能となり、当該患者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

以上のことから、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書4について

文書4は患者調査書である。監査においては、患者調査を行った患者のうち、協力が得られた一部の患者について、個別に聞き取り調査や口腔内の状態の観察等を行っており、当該文書は、それを記録したものである。

当該文書において、患者に係る情報（氏名及び生年月日等）、聴取事項及び口腔内の状態の一部が不開示とされており、当該部分の不開示情

報該当性について、諮問庁は、上記第3の2（3）及び（5）並びに3（2）及び（3）のとおり説明する。

ア 法5条1号該当性について

（ア）1枚目の被保険者証記号番号、氏名、生年月日、住所、氏名及び電話番号並びに2枚目の患者名、レセプト、口腔内、摘要の各欄の記載について

当該部分は、調査の対象となった患者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、1枚目の氏名、生年月日、氏名及び電話番号の氏名並びに2枚目の患者名は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はなく、その余の部分についても、これを公にすると当該特定保険医療機関の関係者等一定の範囲の者には、他の情報と照合することにより、当該患者を特定することができるものと認められ、当該患者の権利利益を害するおそれがあると認められることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）「聴取事項」欄の患者回答の記載について

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、法5条1号及び6号イに該当すると説明する。

そこで検討するに、当該部分は、調査の対象となった患者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分には、当該特定保険医療機関における患者の受診内容や治療内容等が記載されている。これらの情報は、通常、他人に知られ

ることを忌避する性質の患者の機微に渡る私的な情報であり、これを公にすると、当該特定保険医療機関の関係者等一定の範囲の者には、他の情報と照合することにより、当該患者を特定することができることから、当該患者の権利利益を害するおそれがあると認められ、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条6号該当性について

患者調査書の「聴取事項」欄のうち、以下の部分を除く全てについて諮問庁は法5条6号イに該当すると主張している。

「聴取事項」の表題部分

「1. 受診状況」の表題部分及び①ないし⑥の質問文

「2. 診察内容」の表題部分及び①の質問文

「4. その他」の表題部分

当該部分は、調査における質問事項及びそれに対する患者の回答である。このうち、患者の回答については、上記ア（イ）において、法5条1号に該当し、不開示妥当と判断しているため、当該部分のうち、調査における質問事項の不開示情報該当性について検討する。

調査における質問事項の内容を見分すると、患者の受診内容や治療内容等について確認するものであり、これを公にしても監査における聴取に対する対策等を行い、不正又は不当の事実を隠蔽する等の監査妨害等を行うおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分のうち、質問事項については、法5条6号イに該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、別紙2に掲げる文書につき、その一部を法5条1号及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ及び6号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙4に掲げる部分は、同条1号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号、2号イ及び6号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

特定保険医療機関，特定保険医に関する資料（以下のとおり）

1. 特定保険医療機関及び特定保険医に対する監査実施通知
2. 監査に関して厚生労働省へ内議を行った際の資料一式
患者調査結果
監査における患者個別調書
監査調書及び弁明書，監査官の意見など関連資料
3. 聴聞通知書及び不利益処分の原因となった事実一覧など資料一式
4. 聴聞調書及び聴聞議事録
5. 地方社会保険医療協議会の諮問書及び答申書，意見伺い及び建議書
6. 処分通知書及びマスコミ発表資料

以上，控え（またはそれに代わる行政文書）または原本がある場合はその写し

別紙 2

特定保険医療機関及び特定保険医に関する資料

- ・ 特定保険医療機関及び特定保険医に対する監査実施通知
- ・ 監査に関して厚生労働省へ内議を行った際の資料一式
- ・ 聴聞通知書及び不利益処分の原因となった事実一覧など資料一式
- ・ 聴聞調書及び聴聞議事録
- ・ 地方社会保健医療協議会の諮問書及び答申書，意見伺い及び建議書
- ・ 処分通知書及びマスコミ発表資料

別紙 3

文書 1 「監査調査書」

文書 2 「聴取調書」

文書 3 「患者個別聴取調書」

文書 4 「患者調査書」

別紙 4

1 文書 1

- 37頁「その他」記載欄のうち
 - ・ 1行目の9文字目ないし16文字目
 - ・ 1行目の23文字目ないし2行目の2文字目
 - ・ 4行目の18文字目ないし5行目の6文字目
 - ・ 5行目の27文字目ないし6行目の13文字目
 - ・ 8行目の17文字目ないし9行目の8文字目
 - ・ 9行目の28文字目ないし11行目の20文字目
- 41頁「その他」記載欄のうち
 - ・ 1行目の14文字目ないし2行目の4文字目
 - ・ 3行目の34文字目ないし4行目の23文字目
 - ・ 5行目の8文字目ないし23文字目
 - ・ 7行目の17文字目ないし8行目の7文字目
 - ・ 8行目の28文字目ないし10行目の21文字目
- 45頁「その他」欄のうち
 - ・ 1行目の10文字目ないし33文字目
 - ・ 2行目の3文字目ないし3行目の9文字目
 - ・ 5行目の13文字目ないし6行目の6文字目
 - ・ 6行目の27文字目ないし7行目の10文字目
 - ・ 9行目の17文字目ないし10行目の7文字目
 - ・ 10行目の28文字目ないし12行目の20文字目
- 49頁「その他」記載欄のうち
 - ・ 1行目の11文字目ないし2行目の7文字目
 - ・ 4行目の4文字目ないし27文字目
 - ・ 5行目の13文字目ないし30文字目
 - ・ 8行目の17文字目ないし9行目の7文字目
 - ・ 9行目の28文字目ないし11行目の20文字目
- 53頁「その他」記載欄のうち
 - ・ 10行目の11文字目ないし11行目の12文字目
 - ・ 11行目の33文字目ないし12行目の24文字目
 - ・ 13行目の27文字目ないし16行目の5文字目
 - ・ 16行目の26文字目ないし17行目の14文字目
- 57頁「その他」記載欄のうち
 - ・ 2行目の23文字目ないし3行目の2文字目
 - ・ 3行目の15文字目ないし21文字目
 - ・ 3行目の33文字目ないし4行目の32文字目

- ・ 6 行目の 1 9 文字目ないし 1 0 行目の 3 文字目
- 6 0 頁「その他」記載欄のうち
 - ・ 1 行目の 1 1 文字目ないし 3 4 文字目
 - ・ 2 行目 3 文字目ないし 3 行目の 9 文字目
- 6 1 頁「その他」記載欄のうち
 - ・ 1 行目の 1 4 文字目ないし 2 行目の 6 文字目
 - ・ 2 行目の 2 7 文字目ないし 3 行目の 9 文字目
 - ・ 5 行目の 1 7 文字目ないし 6 行目の 8 文字目
 - ・ 6 行目の 2 9 文字目ないし 8 行目の 2 0 文字目
 - ・ 1 4 行目の 1 9 文字目ないし 1 7 行目の 2 4 文字目
- 6 4 頁「その他」記載欄のうち
 - ・ 1 行目の 8 文字目ないし 2 行目の 1 4 文字目
 - ・ 4 行目の 2 7 文字目ないし 5 行目の 1 8 文字目
 - ・ 5 行目の 3 0 文字目ないし 6 行目の 1 3 文字目
- 6 5 頁「その他」記載欄のうち
 - ・ 1 行目の 1 5 文字目ないし 4 行目の 2 1 文字目
 - ・ 5 行目の 3 4 文字目ないし 8 行目の 2 1 文字目
- 6 8 頁「その他」記載欄のうち
 - ・ 1 行目の 1 4 文字目ないし 3 4 文字目
 - ・ 2 行目 3 文字目ないし 3 行目の 9 文字目
 - ・ 4 行目の 2 1 文字目ないし 5 行目の 1 4 文字目
- 6 9 頁「その他」記載欄のうち
 - ・ 1 行目の 1 2 文字目ないし 2 行目の 1 文字目
 - ・ 2 行目の 2 2 文字目ないし 3 行目の 4 文字目
 - ・ 8 行目の 1 8 文字目ないし 1 1 行目の 2 5 文字目

2 文書 2

法 5 条 6 号イ該当主張部分のうち以下の部分（ただし，法 5 条 1 号及び 2 号イに該当すると判断された部分を除く。）

- 7 5 頁の記載のうち
 - ・ 表中の 6 カラム目及び 7 カラム目
- 7 6 頁の記載のうち
 - ・ 表中の 4 カラム目ないし 7 カラム目
- 9 3 頁の記載のうち
 - ・ 表中の 3 カラム目， 4 カラム目， 6 カラム目及び 7 カラム目
- 9 4 頁の記載のうち
 - ・ 表中の 1 カラム目
- 9 6 頁の記載のうち

- ・表中の3カラム目及び4カラム目
- 97頁の記載のうち
 - ・表中の6カラム目及び7カラム目の左欄
 - ・表中の6カラム目の右欄の3行目ないし5行目
 - ・表中の7カラム目の右欄の1行目
- 98頁の記載のうち
 - ・表中の1カラム目
 - ・表中の2カラム目及び3カラム目の左欄
 - ・表中の7カラム目
- 100頁の記載のうち
 - ・表中の1カラム目ないし3カラム目
- 109頁の記載のうち
 - ・9行目ないし23行目
- 113頁の記載のうち
 - ・19行目ないし21行目
 - ・24行目及び25行目
- 114頁の記載のうち
 - ・1行目
 - ・7行目ないし20行目
- 116頁の記載のうち
 - ・19行目ないし26行目
- 117頁の記載のうち
 - ・1行目ないし14行目
- 118頁の記載のうち
 - ・28行目ないし32行目
- 119頁の記載のうち
 - ・1行目ないし8行目
- 122頁の記載のうち
 - ・欄外の1行目ないし3行目
 - ・欄外の7行目の24文字目ないし8行目の43文字目
- 126頁の記載のうち
 - ・5行目ないし8行目
 - ・20行目ないし28行目
- 127頁の記載のうち
 - ・1行目及び2行目
- 128頁の記載のうち
 - ・15行目ないし31行目
- 129頁の記載のうち

- ・ 1 行目ないし 3 行目
- ・ 2 7 行目及び 2 8 行目
- 1 3 0 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 2 3 行目
 - ・ 3 1 行目
- 1 3 1 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 1 8 行目
- 1 3 6 頁の記載のうち
 - ・ 9 行目ないし 1 2 行目
- 1 3 7 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 1 2 行目
- 1 3 9 頁の記載のうち
 - ・ 1 1 行目及び 2 4 行目
- 1 4 0 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 5 行目
- 1 4 1 頁の記載のうち
 - ・ 7 行目ないし 2 5 行目
- 1 4 2 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 5 行目
 - ・ 1 0 行目ないし 2 6 行目
- 1 4 3 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 3 行目
 - ・ 1 2 行目ないし 1 7 行目
- 1 5 0 頁の記載のうち
 - ・ 8 行目ないし 1 1 行目
 - ・ 2 3 行目ないし 2 8 行目
- 1 5 1 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 8 行目
- 1 5 2 頁の記載のうち
 - ・ 2 8 行目及び 2 9 行目
- 1 5 3 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 1 6 行目
 - ・ 2 6 行目ないし 3 1 行目
- 1 5 4 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 3 行目
 - ・ 9 行目ないし 2 9 行目
- 1 5 5 頁の記載のうち
 - ・ 3 行目ないし 1 7 行目

- 160頁の記載のうち
 - ・12行目ないし15行目
- 161頁の記載のうち
 - ・3行目ないし18行目
- 163頁の記載のうち
 - ・9行目ないし19行目
- 164頁の記載のうち
 - ・17行目ないし20行目
- 165頁の記載のうち
 - ・1行目ないし12行目
- 166頁の記載のうち
 - ・18行目ないし27行目
- 167頁の記載のうち
 - ・3行目ないし12行目
 - ・15行目ないし25行目
- 168頁の記載のうち
 - ・1行目ないし7行目
 - ・12行目ないし15行目
- 176頁の記載のうち
 - ・9行目ないし14行目
 - ・19行目ないし22行目
- 177頁の記載のうち
 - ・1行目ないし12行目
- 182頁の記載のうち
 - ・12行目ないし17行目
- 184頁の記載のうち
 - ・6行目ないし10行目
 - ・15行目ないし25行目
- 185頁の記載のうち
 - ・1行目ないし6行目
- 189頁の記載のうち
 - ・32行目
- 190頁の記載のうち
 - ・1行目ないし3行目
 - ・17行目ないし29行目
- 191頁の記載のうち
 - ・1行目
- 192頁の記載のうち

- ・ 19行目ないし27行目
- 193頁の記載のうち
 - ・ 6行目ないし30行目
- 194頁の記載のうち
 - ・ 1行目ないし6行目
 - ・ 9行目ないし20行目
- 197頁の記載のうち
 - ・ 22行目ないし26行目
- 199頁の記載のうち
 - ・ 6行目ないし13行目
- 200頁の記載のうち
 - ・ 16行目ないし22行目
- 201頁の記載のうち
 - ・ 7行目ないし9行目
- 202頁の記載のうち
 - ・ 7行目ないし13行目
 - ・ 16行目ないし23行目
- 205頁の記載のうち
 - ・ 30行目及び31行目
- 206頁の記載のうち
 - ・ 1行目及び2行目
 - ・ 13行目及び25行目
- 208頁の記載のうち
 - ・ 13行目ないし16行目
 - ・ 21行目ないし27行目
- 209頁の記載のうち
 - ・ 5行目ないし29行目
- 210頁の記載のうち
 - ・ 1行目ないし14行目
- 213頁の記載のうち
 - ・ 13行目ないし16行目
 - ・ 19行目ないし28行目
- 214頁の記載のうち
 - ・ 1行目ないし4行目
- 216頁の記載のうち
 - ・ 21行目ないし25行目
 - ・ 28行目ないし30行目
- 217頁の記載のうち

- ・ 1 行目及び 2 行目
- 2 1 9 頁の記載のうち
 - ・ 3 行目ないし 1 9 行目
 - ・ 2 3 行目ないし 2 6 行目
- 2 2 0 頁の記載のうち
 - ・ 7 行目及び 8 行目
 - ・ 1 3 行目ないし 2 4 行目
- 2 2 5 頁の記載のうち
 - ・ 1 4 行目ないし 1 7 行目
- 2 2 9 頁の記載のうち
 - ・ 1 5 行目ないし 1 8 行目
 - ・ 2 1 行目ないし 2 8 行目
- 2 3 0 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 7 行目
- 2 3 2 頁の記載のうち
 - ・ 1 0 行目ないし 1 4 行目
 - ・ 1 7 行目ないし 2 1 行目
- 2 3 4 頁の記載のうち
 - ・ 1 6 行目ないし 3 1 行目
- 2 3 5 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 3 行目
 - ・ 7 行目ないし 1 0 行目
 - ・ 2 1 行目及び 2 2 行目
 - ・ 2 7 行目及び 2 8 行目
- 2 3 6 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 9 行目
- 2 4 1 頁の記載のうち
 - ・ 1 6 行目ないし 1 9 行目
 - ・ 2 3 行目ないし 2 8 行目
- 2 4 2 頁の記載のうち
 - ・ 1 行目ないし 7 行目
- 2 4 4 頁の記載のうち
 - ・ 1 0 行目ないし 1 5 行目
 - ・ 1 8 行目ないし 2 7 行目
- 2 4 6 頁の記載のうち
 - ・ 8 行目ないし 2 8 行目
- 2 4 7 頁の記載のうち
 - ・ 9 行目ないし 1 7 行目

- 253頁の記載のうち
 - ・ 15行目ないし18行目
 - ・ 21行目ないし29行目
- 254頁の記載のうち
 - ・ 1行目ないし6行目
- 255頁の記載のうち
 - ・ 26行目ないし28行目
- 256頁の記載のうち
 - ・ 3行目ないし7行目
- 257頁の記載のうち
 - ・ 28行目
- 258頁の記載のうち
 - ・ 1行目ないし8行目
 - ・ 13行目ないし21行目
- 263頁の記載のうち
 - ・ 23行目及び24行目
- 264頁の記載のうち
 - ・ 1行目及び2行目
 - ・ 5行目ないし15行目
- 267頁の記載のうち
 - ・ 6行目ないし9行目
- 269頁の記載のうち
 - ・ 18行目ないし21行目
- 270頁の記載のうち
 - ・ 1行目ないし5行目
 - ・ 10行目ないし18行目

3 文書3

- ・ 保険医の弁明欄
- ・ 開設者の弁明欄
- ・ 診療録の点検結果欄
- ・ 監査担当者の意見欄の各項番の記載の末尾9文字及び同欄中の同様の内容の記載部分
- ・ 不正に係る請求金額等欄

4 文書4

- ・ 聴取事項欄の質問事項

別表

文書名	不開示部分	該当頁	5条
文書1	<p>【保険医療機関監査調査書】</p> <p>○監査調査書の1枚目の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設者・管理者の生年月日（「年」、「月」、「日」及び「生」を除く。） ・「開設者・管理者学歴・職歴の概要」欄の記載（「年」、「月」、「日」、「～」、「現在」、「（」、「）」、「卒業」、「歯科医籍登録」、「歯科医師免許第」、「号」、「保険医登録」、「勤務」、「特定保険医療機関の名称」及び「特定の市町村名」を除く。） <p>○監査調査書の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査事項に対する開設者の弁明又は意見の全部 ・開設者・管理者の署名及び印影 <p>○監査調査書の最終頁の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立会者の署名及び印影 <p>【保険医監査調査書】</p> <p>○各監査調査書の1枚目の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険医の氏名（開設者・管理者と同一人を除く。） ・生年月日（「年」、「月」、「日」及び「生」を除く。） ・年齢（「歳」を除く。） ・「学歴・職歴の概要」欄の記載（「年」、「月」、「日」、「～」、「現在」、「（」、「）」、「卒業」、「歯科医籍等登録」、「歯科医師免許第」、「号」、「保険医登録」、「勤務」、「特定保険医療機関の名称」、「特定の市町村名」、「開設」、「設立」及び「頃」を除く。） ・「社会保険における過去の賞罰、保険診療に対する講習会出席率」記載欄のうち、講習会出席の年月日（「年」、「月」、「日」及び「頃」を除く。）及び指導対象の保険医療機関名 <p>○各監査調査書の「その他」記載欄のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名（開設者・管理者と同一人を除く。） 	<p>22頁</p> <p>27頁</p> <p>29頁</p> <p>30頁</p> <p>36頁</p> <p>40頁</p> <p>44頁</p> <p>48頁</p> <p>52頁</p> <p>56頁</p> <p>60頁</p> <p>64頁</p> <p>68頁</p> <p>37頁</p> <p>41頁</p> <p>45頁</p>	<p>1号 (以下 同じ)</p>

文書名	不開示部分	該当頁	5 条
		4 9 頁 5 3 頁 5 6 頁 5 7 頁 6 0 頁 6 1 頁 6 4 頁 6 8 頁 6 9 頁	
	○各監査調査書の記載のうち ・ 監査事項に対する保険医の弁明又は意見の全部 ・ 保険医の署名及び印影	3 3 頁 3 8 頁 4 2 頁 4 6 頁 5 0 頁 5 4 頁 5 8 頁 6 2 頁 6 6 頁 7 0 頁	
	○各監査調査書の最終頁の記載のうち ・ 立会者の署名及び印影	3 5 頁 3 9 頁 4 3 頁 4 7 頁 5 1 頁 5 5 頁 5 9 頁 6 3 頁 6 7 頁 7 1 頁	
	○各監査調査書の記載のうち ・ 印影（割印又は抹消印）	5 3 頁 ないし 7 1 頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5 条
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4 5 頁「その他」記載欄のうち ・ 2 1 行目の 6 文字目ないし 1 2 文字目 	4 5 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5 3 頁「その他」記載欄のうち ・ 3 行目の 1 0 文字目ないし 1 5 文字目 ・ 3 行目の 2 0 文字目ないし 2 5 文字目 ・ 4 行目の 2 4 文字目ないし 2 9 文字目 ・ 5 行目の 1 5 文字目ないし 2 0 文字目 ・ 7 行目の 2 1 文字目ないし 2 6 文字目 	5 3 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5 6 頁「その他」記載欄のうち ・ 1 行目の 3 3 文字目ないし 2 行目の 3 文字目 ・ 3 行目の 1 3 文字目ないし 1 6 文字目 ・ 5 行目の 8 文字目ないし 1 1 文字目 ・ 6 行目の 2 2 文字目ないし 2 5 文字目 	5 6 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5 7 頁「その他」記載欄のうち ・ 1 行目の 4 文字目ないし 7 文字目 	5 7 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3 7 頁「その他」記載欄のうち ・ 1 行目の 9 文字目ないし 1 6 文字目 ・ 1 行目の 2 3 文字目ないし 2 行目の 2 文字目 ・ 4 行目の 1 8 文字目ないし 5 行目の 6 文字目 ・ 5 行目の 2 7 文字目ないし 6 行目の 1 3 文字目 ・ 8 行目の 1 7 文字目ないし 9 行目の 8 文字目 ・ 9 行目の 2 8 文字目ないし 1 1 行目の 2 0 文字目 	3 7 頁	6 号イ (以下 同じ)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4 1 頁「その他」記載欄のうち ・ 1 行目の 1 5 文字目ないし 2 行目の 4 文字目 ・ 3 行目の 3 4 文字目ないし 4 行目の 2 3 文字目 ・ 5 行目の 8 文字目ないし 2 3 文字目 ・ 7 行目の 1 7 文字目ないし 8 行目の 7 文字目 ・ 8 行目の 2 8 文字目ないし 1 0 行目の 2 1 文字目 	4 1 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4 5 頁「その他」欄のうち ・ 1 行目の 1 0 文字目ないし 3 3 文字目 	4 5 頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目の3文字目ないし3行目の9文字目 ・ 5行目の13文字目ないし6行目の6文字目 ・ 6行目の27文字目ないし7行目の10文字目 ・ 9行目の17文字目ないし10行目の7文字目 ・ 10行目の28文字目ないし12行目の20文字目 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 49頁「その他」記載欄のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の11文字目ないし2行目の7文字目 ・ 4行目の4文字目ないし27文字目 ・ 5行目の13文字目ないし30文字目 ・ 8行目の13文字目ないし9行目の7文字目 ・ 9行目の28文字目ないし11行目の20文字目 	49頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 53頁「その他」記載欄のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 3行目の20文字目ないし6行目の25文字目 ・ 7行目の14文字目ないし8行目の17文字目 ・ 10行目の11文字目ないし11行目の12文字目 ・ 11行目の33文字目ないし12行目の24文字目 ・ 13行目の27文字目ないし16行目の5文字目 ・ 16行目の26文字目ないし17行目の14文字目 	53頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 56頁「その他」記載欄のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の28文字目ないし2行目の5文字目 ・ 3行目の7文字目ないし21文字目 ・ 5行目の3文字目ないし23文字目 ・ 6行目の15文字目ないし7行目の5文字目 	56頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 57頁「その他」記載欄のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の4文字目ないし28文字目 ・ 2行目の23文字目ないし3行目の2文字目 ・ 3行目の15文字目ないし21文字目 ・ 3行目の33文字目ないし4行目の32文字目 ・ 6行目の19文字目ないし10行目の3文字目 	57頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 60頁「その他」記載欄のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の11文字目ないし34文字目 	60頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目 3文字目ないし 3行目の 9文字目 ○ 61頁「その他」記載欄のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の 14文字目ないし 2行目の 6文字目 ・ 2行目の 27文字目ないし 3行目の 9文字目 ・ 5行目の 17文字目ないし 6行目の 8文字目 ・ 6行目の 29文字目ないし 8行目の 20文字目 ・ 14行目の 19文字目ないし 17行目の 24文字目 ○ 64頁「その他」記載欄のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の 8文字目ないし 2行目の 14文字目 ・ 4行目の 27文字目ないし 5行目の 18文字目 ・ 5行目の 30文字目ないし 6行目の 13文字目 ○ 65頁「その他」記載欄のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の 15文字目ないし 4行目の 21文字目 ・ 5行目の 34文字目ないし 8行目の 21文字目 ○ 68頁「その他」記載欄のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の 14文字目ないし 34文字目 ・ 2行目 3文字目ないし 3行目の 9文字目 ・ 4行目の 21文字目ないし 5行目の 14文字目 ○ 69頁「その他」記載欄のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の 12文字目ないし 2行目の 1文字目 ・ 2行目の 22文字目ないし 3行目の 4文字目 ・ 8行目の 18文字目ないし 11行目の 25文字目 	<p data-bbox="1241 376 1337 412">61頁</p> <p data-bbox="1241 712 1337 748">64頁</p> <p data-bbox="1241 958 1337 994">65頁</p> <p data-bbox="1241 1149 1337 1184">68頁</p> <p data-bbox="1241 1384 1337 1420">69頁</p>	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
文書2	○各聴取調書1枚目の記載のうち、被聴取者の ・氏名（開設者・管理者と同一人を除く。） ・生年月日（「年」、「月」、「日」及び「生」を除く。） ・住所 ・電話番号（「TEL」を除く。）	74頁 78頁 82頁 84頁 92頁 102頁 104頁 106頁 108頁 112頁 120頁 122頁 124頁 134頁 146頁 148頁 158頁 170頁 172頁 180頁 188頁 196頁 204頁 212頁 222頁 224頁 228頁 238頁 240頁 250頁 252頁 260頁 262頁	1号 (以下 同じ)
	○各聴取調書の記載のうち、被聴取者の ・署名（修正に係るものを含む。）	77頁 78頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	<p data-bbox="363 286 742 320">・印影（署名に伴う押印）</p>	<p data-bbox="1241 286 1342 320">80頁</p> <p data-bbox="1241 331 1342 365">82頁</p> <p data-bbox="1241 376 1342 409">91頁</p> <p data-bbox="1225 421 1358 454">100頁</p> <p data-bbox="1225 465 1358 499">102頁</p> <p data-bbox="1225 510 1358 544">104頁</p> <p data-bbox="1225 555 1358 589">106頁</p> <p data-bbox="1225 600 1358 633">110頁</p> <p data-bbox="1225 645 1358 678">119頁</p> <p data-bbox="1225 689 1358 723">121頁</p> <p data-bbox="1225 734 1358 768">122頁</p> <p data-bbox="1225 779 1358 813">132頁</p> <p data-bbox="1225 824 1358 857">144頁</p> <p data-bbox="1225 869 1358 902">147頁</p> <p data-bbox="1225 913 1358 947">156頁</p> <p data-bbox="1225 958 1358 992">158頁</p> <p data-bbox="1225 1003 1358 1037">169頁</p> <p data-bbox="1225 1048 1358 1081">170頁</p> <p data-bbox="1225 1093 1358 1126">178頁</p> <p data-bbox="1225 1137 1358 1171">186頁</p> <p data-bbox="1225 1182 1358 1216">195頁</p> <p data-bbox="1225 1227 1358 1261">203頁</p> <p data-bbox="1225 1272 1358 1305">211頁</p> <p data-bbox="1225 1317 1358 1350">221頁</p> <p data-bbox="1225 1361 1358 1395">223頁</p> <p data-bbox="1225 1406 1358 1440">226頁</p> <p data-bbox="1225 1451 1358 1485">236頁</p> <p data-bbox="1225 1496 1358 1529">239頁</p> <p data-bbox="1225 1541 1358 1574">247頁</p> <p data-bbox="1225 1585 1358 1619">251頁</p> <p data-bbox="1225 1630 1358 1664">259頁</p> <p data-bbox="1225 1675 1358 1709">261頁</p> <p data-bbox="1225 1720 1358 1753">269頁</p> <p data-bbox="1225 1765 1358 1798">271頁</p>	
	<p data-bbox="363 1966 758 2000">○各聴取調書の記載のうち</p>	<p data-bbox="1241 1966 1342 2000">75頁</p>	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	<p>・氏名（被聴取者本人を含み，開設者・管理者と同一人及び上記のとおり不開示部分とした氏名及び署名を除く。）</p>	<p>77頁 ないし 80頁 82頁 84頁 ないし 92頁 94頁 96頁 98頁 99頁 102頁 106頁 109頁 112頁 114頁 ないし 116頁 120頁 124頁 ないし 131頁 135頁 ないし 139頁 141頁 ないし 144頁 146頁 148頁 ないし 152頁 154頁 155頁 159頁 ないし</p>	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
		163頁 165頁 ないし 168頁 173頁 ないし 177頁 181頁 ないし 184頁 188頁 ないし 194頁 197頁 ないし 210頁 212頁 ないし 215頁 218頁 225頁 229頁 ないし 234頁 241頁 246頁 253頁 256頁 257頁 263頁 264頁 266頁 ないし 269頁 75頁	
	○聴取調書（開設者）の記載のうち、従業員の		

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	<ul style="list-style-type: none"> ・採用及び退職年月日（「年」、「月」及び「日」を除く。） ・採用経過 ・退職事由 ・給与形態（金額，歩合の内容，形態の詳細） ・臨時的な給与等の欄外の記載 	84頁 ないし 91頁 106頁	
	○各聴取調書の記載のうち，被聴取者の <ul style="list-style-type: none"> ・学歴（「年」、「月」、「日」及び「卒業」を除く。） ・職歴（「年」、「月」、「日」、「～」、「（」、「）」、「歯科医籍登録」、「歯科医師免許第」、「号」、「保険医登録」、「勤務」、「常勤」、「非常勤」、「開設」、「特定保険医療機関の名称」及び「特定の市町村名」を除く。） 	74頁 108頁 124頁 134頁 148頁 158頁 172頁 180頁 188頁 196頁 204頁	
	○各聴取調書の記載のうち，被聴取者の <ul style="list-style-type: none"> ・採用（勤務開始）及び退職年月日（又は年月）（「年」、「月」及び「日」を除く。） ・採用経過 ・退職事由 ・給与形態（金額，歩合の内容） ・臨時的な給与等の欄外の記載 	135頁 149頁 159頁 174頁 181頁 182頁 189頁 197頁 204頁 205頁 212頁 224頁 228頁 240頁 252頁 262頁 263頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	<ul style="list-style-type: none"> ○各聴取調書の記載のうち，被聴取者の <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導を受けた年月日（「年」，「月」，「日」及び「頃」を除く。） ・ 指導対象の保険医療機関名 	1 3 4 頁 1 4 9 頁 1 7 2 頁 1 7 3 頁 1 8 8 頁 1 9 6 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○各聴取調書の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 印影（割印） 	7 6 頁 ないし 2 7 0 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○7 4 頁表中の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 下段から5カラム目右欄の記載 ・ 下段から3カラム目右欄の記載 	7 4 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○8 2 頁表中の3カラム目中欄の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の1文字目ないし4文字目 ・ 1行目の13文字目ないし18文字目 	8 2 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○8 6 頁表中の1カラム目右欄の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当科目 ・ 4行目 	8 6 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○8 9 頁表中の右欄の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 3行目給与形態の1文字目ないし11文字目 	8 9 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○9 8 頁表中の右欄の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 2カラム目の6行目の1文字目ないし6文字目及び10文字目 ・ 3カラム目の6行目の1文字目ないし6文字目及び10文字目 	9 8 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○1 1 7 頁の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 19行目の4文字目ないし9文字目及び13文字目 	1 1 7 頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○1 2 5 頁の記載のうち 	1 2 5 頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10行目ないし11行目 ・ 16行目ないし17行目 ・ 25行目 ・ 27行目 ・ 29行目の13文字目ないし36文字目 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 135頁の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 20行目の1文字目ないし12文字目 	135頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 146頁欄外の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目ないし4行目 	146頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 148頁欄外の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 3行目ないし7行目 	148頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 159頁の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 4行目の2文字目ないし17文字目 ・ 公的保険の加入状況 	159頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 173頁の記載のうち, <ul style="list-style-type: none"> ・ 8行目の17文字目ないし22文字目 ・ 9行目の6文字目ないし11文字目 ・ 9行目の32文字目ないし37文字目 ・ 12行目の2文字目ないし7文字目 ・ 12行目の18文字目ないし23文字目 ・ 13行目の19文字目ないし24文字目 ・ 17行目の19文字目ないし24文字目 ・ 19行目の3文字目ないし8文字目 	173頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 174頁の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与の支払い方法 	174頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 175頁の記載のうち, <ul style="list-style-type: none"> ・ 11行目の3文字目ないし8文字目 ・ 19行目の5文字目ないし10文字目 ・ 22行目の2文字目ないし7文字目 	175頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	○177頁の記載のうち、 ・17行目の2文字目ないし7文字目	177頁	
	○181頁の記載のうち、 ・2行目の2文字目ないし22文字目 ・11行目の7文字目ないし10文字目 ・14行目の20文字目ないし23文字目 ・15行目の25文字目ないし28文字目 ・16行目の2文字目ないし5文字目 ・17行目の7文字目ないし10文字目 ・18行目の27文字目ないし30文字目	181頁	
	○182頁の記載のうち、 ・20行目の3文字目ないし6文字目	182頁	
	○183頁の記載のうち、 ・2行目の31文字目ないし34文字目 ・8行目の17文字目ないし20文字目	183頁	
	○184頁の記載のうち、 ・13行目の36文字目ないし39文字目	184頁	
	○185頁の記載のうち、 ・11行目の12文字目ないし13文字目	185頁	
	○188頁欄外の記載のうち ・24行目の2文字目ないし15文字目	188頁	
	○204頁欄外の記載のうち ・20行目の2文字目ないし28文字目 ・22行目の年月日の記載（「年」、「月」及び「日」を除く。）	204頁	
	○214頁の記載のうち ・30行目8文字目ないし31行目9文字目	214頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	○74頁の記載のうち ・表中下段から2カラム目右欄の3行目	74頁	2号イ (以下 同じ)
	○75頁の記載のうち ・表中の8カラム目右欄 ・表中の9カラム目右欄の1行目	75頁	
	○各聴取調書の記載のうち ・法人名	80頁 95頁 96頁 99頁 115頁 116頁 129頁 141頁 152頁 153頁 166頁 183頁 192頁 201頁 207頁 218頁 219頁 233頁 ないし 235頁 245頁 246頁 257頁 269頁	
	○233頁の記載のうち ・ソフト名	233頁	
	○75頁の記載のうち	75頁	6号イ

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表中の6カラム目及び7カラム目 		(以下 同じ)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 76頁の記載のうち ・ 表中の4カラム目ないし7カラム目 	76頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 77頁の記載のうち ・ 表中の2カラム目ないし12カラム目 	77頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 78頁の記載のうち ・ 表中の3カラム目及び4カラム目 	78頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 79頁の記載のうち ・ 表中の1カラム目及び2カラム目 	79頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 80頁の記載のうち ・ 表中の1カラム目及び2カラム目 	80頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 82頁の記載のうち ・ 表中の3カラム目ないし6カラム目の中欄及び右欄 	82頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 92頁の記載のうち ・ 表中の3カラム目ないし8カラム目 	92頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 93頁ないし96頁の記載 	93頁 ないし 96頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 97頁の記載のうち ・ 表中の4カラム目 ・ 表中の6カラム目及び7カラム目の左欄 ・ 表中の6カラム目の右欄の3行目ないし5行目 ・ 表中の7カラム目の右欄の1行目 	97頁	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 98頁の記載のうち ・ 表中の1カラム目 ・ 表中の2カラム目及び3カラム目の左欄 	98頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	・ 表中の4カラム目ないし7カラム目		
	○ 99頁及び100頁表中の記載	99頁 100頁	
	○ 102頁の記載のうち ・ 表中の3カラム目ないし11カラム目	102頁	
	○ 104頁の記載のうち ・ 表中の3カラム目ないし9カラム目	104頁	
	○ 109頁の記載のうち ・ 9行目ないし23行目 ・ 25行目の7文字目ないし37文字目 ・ 27行目ないし35行目 (項番部分を除く。以下文書2で同じ。)	109頁	
	○ 110頁の記載のうち ・ 1行目ないし22行目	110頁	
	○ 112頁の記載のうち ・ 欄外の1行目ないし26行目	112頁	
	○ 113頁ないし117頁の記載	113頁 ないし 117頁	
	○ 118頁の記載のうち ・ 1行目ないし17行目 ・ 24行目の13文字目ないし27行目の8文字目 ・ 28行目ないし32行目	118頁	
	○ 119頁の記載のうち ・ 1行目ないし13行目	119頁	
	○ 120頁の記載のうち	120頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	・ 欄外の1行目ないし25行目		
	○121頁の記載のうち ・ 1行目ないし19行目	121頁	
	○122頁の記載のうち ・ 欄外の1行目ないし3行目 ・ 欄外の7行目の24文字目ないし8行目の43文字目	122頁	
	○125頁の記載のうち ・ 32行目ないし35行目	125頁	
	○126頁ないし131頁の記載	126頁 ないし 131頁	
	○132頁の記載のうち ・ 1行目ないし9行目	132頁	
	○135頁の記載のうち ・ 31行目ないし32行目	135頁	
	○136頁ないし143頁の記載	136頁 ないし 143頁	
	○144頁の記載のうち ・ 1行目ないし12行目	144頁	
	○146頁の記載のうち ・ 欄外の2行目ないし20行目	146頁	
	○149頁の記載のうち ・ 28行目ないし30行目	149頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	○150頁ないし155頁の記載	150頁 ないし 155頁	
	○156頁の記載のうち ・1行目ないし9行目	156頁	
	○160頁ないし168頁の記載	160頁 ないし 168頁	
	○170頁の記載のうち ・欄外の1行目ないし4行目	170頁	
	○173頁の記載のうち ・6行目の2文字目ないし14文字目 ・7行目の4文字目ないし14行目の7文字目 ・17行目ないし20行目	173頁	
	○174頁の記載のうち ・9行目ないし24行目	174頁	
	○175頁ないし177頁の記載	175頁 ないし 177頁	
	○178頁の記載のうち ・1行目ないし7行目	178頁	
	○181頁の記載のうち ・10行目ないし22行目	181頁	
	○182頁ないし185頁の記載	182頁 ないし 185頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	○189頁の記載のうち ・22行目ないし32行目	189頁	
	○190頁ないし194頁の記載	190頁 ないし 194頁	
	○195頁の記載のうち ・1行目ないし8行目	195頁	
	○197頁の記載のうち ・22行目ないし28行目	197頁	
	○198頁ないし202頁の記載	198頁 ないし 202頁	
	○203頁の記載のうち ・1行目ないし4行目	203頁	
	○205頁の記載のうち ・20行目ないし31行目	205頁	
	○206頁ないし210頁の記載	206頁 ないし 210頁	
	○212頁の記載のうち ・欄外の24行目	212頁	
	○213頁ないし217頁の記載	213頁 ないし 217頁	
	○218頁の記載のうち ・8行目ないし28行目	218頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	○ 219頁及び220頁の記載	219頁 220頁	
	○ 222頁の記載のうち ・ 欄外の1行目ないし24行目	222頁	
	○ 225頁の記載のうち ・ 2行目ないし10行目 ・ 13行目ないし26行目	225頁	
	○ 229頁の記載のうち ・ 2行目ないし12行目 ・ 14行目の2文字目ないし6文字目 ・ 15行目ないし18行目 ・ 21行目ないし28行目	229頁	
	○ 230頁の記載のうち ・ 1行目ないし22行目 ・ 25行目ないし31行目	230頁	
	○ 231頁及び232頁の記載	231頁 232頁	
	○ 233頁の記載のうち ・ 1行目ないし14行目 ・ 16行目の18文字目ないし49文字目 ・ 17行目 ・ 18行目の12文字目ないし16文字目 ・ 25行目ないし30行目	233頁	
	○ 234頁ないし235頁の記載	234頁 235頁	
	○ 236頁の記載のうち ・ 1行目ないし13行目	236頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	○238頁の記載のうち ・欄外の1行目ないし23行目	238頁	
	○241頁の記載のうち ・3行目ないし13行目 ・16行目ないし19行目 ・23行目ないし28行目	241頁	
	○242頁の記載のうち ・1行目ないし22行目 ・25行目ないし30行目	242頁	
	○243頁ないし246頁の記載	243頁 ないし 246頁	
	○247頁の記載のうち ・1行目ないし21行目	247頁	
	○250頁の記載のうち ・欄外の1行目ないし19行目	250頁	
	○253頁の記載のうち ・4行目ないし18行目 ・21行目ないし29行目	253頁	
	○254頁の記載のうち ・1行目ないし19行目 ・22行目ないし30行目	254頁	
	○255頁及び256頁の記載	255頁 256頁	
	○257頁の記載のうち ・1行目ないし7行目 ・11行目ないし28行目	257頁	

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 258頁の記載 ○ 259頁の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目ないし4行目 ○ 260頁の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 欄外の1行目ないし24行目 ○ 261頁の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目ないし5行目 ○ 263頁の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 15行目ないし24行目 ○ 264頁の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目ないし2行目 ・ 5行目ないし23行目 ○ 265頁の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目ないし5行目 ・ 8行目ないし23行目 ○ 266頁ないし270頁の記載 	<p>258頁</p> <p>259頁</p> <p>260頁</p> <p>261頁</p> <p>263頁</p> <p>264頁</p> <p>265頁</p> <p>266頁 ないし 270頁</p>	
文書3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各患者個別調書の記載のうち <ul style="list-style-type: none"> 【1枚目】 ・ 「保険者番号」欄の記載 ・ 「被保険者証の記号番号」欄の記載 ・ 「市町村番号」欄の記載 ・ 「老人医療の受給者番号」欄の記載 ・ 「患者氏名」欄の記載 ・ 「生年月日」欄の記載（「年」、「月」及び「日」を除く。） ・ 「保険医の弁明」欄の記載 ・ 「開設者の弁明」欄の記載 	<p>274頁 ないし 789頁</p>	1号

文書名	不開示部分	該当頁	5 条
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設者の署名及び印影 ・ 保険医の署名及び印影 【2 枚目以降（診療報酬明細書）】 ・ 「保険」欄の記載 ・ 「記号・番号」欄の記載 ・ 「市町村」欄の記載がある場合の当該欄の記載 ・ 「老人受」欄の記載がある場合の当該欄の記載 ・ 「氏名」欄の氏名及び生年月日 ・ 「傷病名部位」欄の記載 ・ 「摘要」欄等の傷病部位を含む処置に係る記載 ・ 欄外の診療報酬明細書の整理番号 ○各患者個別調書の1枚目の記載のうち ・ 「患者調査の結果」欄の記載（項番部分を除く。） ・ 「診療録の点検結果」欄の記載（「診療録の点検結果，確認できた主な不正事項については上記のとおり，詳細については右記の「不正に係る請求金額等」のとおり。」の記載を除く。） ・ 「監査担当者の意見」欄の記載（項番部分を除く。） ・ 「不正請求に係る請求金額等」欄の記載（項番部分及び「・不正請求の「○○請求」（なお，○○には，「付増」，「二重」，「振替」，「架空」，「その他」のそれぞれが記載された場合とする。）」，「不正請求点数」，「不正請求金額」の記載を除く。） 		6 号イ
文書 4	<ul style="list-style-type: none"> ○各患者調査書の記載のうち 【1 枚目】 ・ 「被保険者証記号番号」欄の記載 ・ 「氏名」欄の記載 ・ 「生年月日」欄の記載（「年」，「月」，「日」及び「生」を除く。） ・ 住所の記載 ・ 氏名，電話番号の記載 【2 枚目】 ・ 患者名の記載 	7 9 2 頁 ないし 8 5 3 頁	1 号

文書名	不開示部分	該当頁	5条
	<ul style="list-style-type: none"> ・「レセプト」欄の記載 ・「口腔内」欄の記載 ・摘要（「レセプト」欄及び「口腔内」欄の記載に係る補足）の記載 <p>○患者調査書の「聴取事項」欄のうち、以下の部分を除く全ての部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「聴取事項」の表題部分 ・「1. 受診状況」の表題部分及び①ないし⑥の質問文 ・「2. 診療内容」の表題部分及び①の質問文 ・「4. その他」の表題部分 	<p>792頁 ないし 852頁 のうち 偶数頁</p>	6号イ